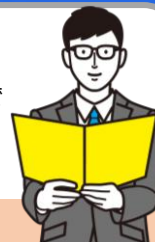




令和8年 地域別最低賃金額が引き上げられます！

令和8年10月以降の地域別最低賃金額の改定額の答申が出されました。全国加重平均額は、前年比56円の引き上げで過去最高の1,177円となり、全ての都道府県において最低賃金が1,085円以上となりました。

特定産業別最低賃金については、今後決定される予定です。



令和8年度地域別最低賃金額全国一覧

都道府県	令和8年度	増額幅(前年度)		発効日	都道府県	令和8年度	増額幅(前年度)		発効日	都道府県	令和8年度	増額幅(前年度)		発効日
北海道	1,131円	56円	(1,075円)	10/1	石 川	1,113円	59円	(1,054円)	10/3	岡 山	1,104円	57円	(1,047円)	10/2
青 森	1,090円	61円	(1,029円)	10/29	福 井	1,112円	59円	(1,053円)	10/4	広 島	1,141円	56円	(1,085円)	10/11
岩 手	1,090円	59円	(1,031円)	12/1	山 梨	1,113円	61円	(1,052円)	11/1	山 口	1,101円	58円	(1,043円)	10/8
宮 城	1,098円	60円	(1,038円)	10/1	長 野	1,117円	56円	(1,061円)	10/2	徳 島	1,103円	57円	(1,046円)	11/1
秋 田	1,090円	59円	(1,031円)	10/14	岐 阜	1,121円	56円	(1,065円)	10/1	香 川	1,092円	56円	(1,036円)	10/1
山 形	1,092円	60円	(1,032円)	10/30	静 岡	1,154円	57円	(1,097円)	10/15	愛 媛	1,093円	60円	(1,033円)	11/1
福 島	1,094円	61円	(1,033円)	10/16	愛 知	1,195円	55円	(1,140円)	10/1	高 知	1,086円	63円	(1,023円)	10/29
茨 城	1,136円	62円	(1,074円)	10/18	三 重	1,143円	56円	(1,087円)	10/1	福 岡	1,114円	57円	(1,057円)	10/4
栃 木	1,125円	57円	(1,068円)	10/1	滋 賀	1,136円	56円	(1,080円)	10/3	佐 賀	1,095円	65円	(1,030円)	11/15
群 馬	1,120円	57円	(1,063円)	10/3	京 都	1,180円	58円	(1,122円)	11/16	長 崎	1,087円	56円	(1,031円)	11/2
埼 玉	1,196円	55円	(1,141円)	10/1	大 阪	1,231円	54円	(1,177円)	10/1	熊 本	1,092円	58円	(1,034円)	12/1
千 葉	1,195円	55円	(1,140円)	10/1	兵 庫	1,172円	56円	(1,116円)	10/1	大 分	1,096円	61円	(1,035円)	11/1
東 京	1,280円	54円	(1,226円)	10/1	奈 良	1,107円	56円	(1,051円)	10/4	宮 崎	1,085円	62円	(1,023円)	10/24
神奈川	1,279円	54円	(1,225円)	10/1	和歌山	1,101円	56円	(1,045円)	10/3	鹿児島	1,090円	64円	(1,026円)	10/25
新 潟	1,108円	58円	(1,050円)	10/1	鳥 取	1,090円	60円	(1,030円)	10/3	沖 縄	1,086円	63円	(1,023円)	12/2
富 山	1,119円	57円	(1,062円)	10/1	島 根	1,092円	59円	(1,033円)	10/10	全国加重平均額1,177円 (前年度：1,121円)				

最低賃金のポイント

- **地域別最低賃金の適用**：地域別最低賃金額は勤務地で判断します。本社と勤務地が違う場合は、勤務地がある都道府県の最低賃金が適用されます。
- **最低賃金額の発効日**：地域別最低賃金の発効日は、都道府県ごとに違い「10月～12月頃」、特定産業別最低賃金（以下、特定最低賃金）の発効日は各都道府県の業種ごとに違い、例年は「12月～翌3月頃」となっています。
- **地域別最低賃金額と特定最低賃金が適用される場合**：特定の地域・産業に従事する「特定最低賃金」の定めがある場合は、通年のどの期間においても、地域別最低賃金と比較して高い方の金額が適用されます。

【解説】特定最低賃金適用企業の最低賃金確認方法

～青空太郎さんの場合～

- ◆ 勤務地：A県
- ◆ 業種：電気機械器具製造業
- ◆ 給与形態：月給制
- ◆ 年間所定労働日数：240日
- ◆ 所定労働時間：8時間/日
- ◆ 賃金：基本給 … 177,600円
通勤手当 … 20,000円

<地域別最低賃金>

- ◆ 発効日：令和8年10月1日
⇒ **1,150円/時間**

<特定最低賃金>

- ◆ 発効日：令和8年2月1日
⇒ **1,100円/時間**
- ◆ 発効予定日：令和8年12月1日
⇒ **1,200円/時間**

【確認①】

対象となる賃金と年平均月間所定労働時間を求め、時間額に換算する

- 対象となる賃金：基本給 177,600円（通勤手当は対象外）
- 年平均月間所定労働時間：(240日×8時間)÷12か月＝160時間/月
- 時給換算：177,600円÷160時間＝**1,110円**

【確認②】

特定最低賃金と地域別最低賃金の発効日確認と比較

A県：各発効日	R8.2.1	R8.10.1	R8.12.1
地域別最低賃金	1,080円	1,150円	1,150円
特定最低賃金	1,100円	1,100円	1,200円
比較（金額が高い方）	特定最低賃金	地域別最低賃金	特定最低賃金
採用すべき賃金（時給）	1,100円以上	1,150円以上	1,200円以上
適用期間	R8.2.1～R8.9.30	R8.10.1～R8.11.30	R8.12.1～

「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」のそれぞれの発効日時点を比較し、賃金が下回っていないか確認しましょう

【確認①】で求めた時給**1,110円**の場合、R8.10.1以降は抵触する為、賃金の見直しが必要！

★その他、最低賃金についての詳細は下記のサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43875.html

詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング TEL：03-3526-4277